

5 実施要件
現行どおり (略)

実施

- (3) 地域の子育て関連情報の提供
子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施

5 実施要件

(1) ひろば型

① 基本機能

ア 実施場所

- (ア) 公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、児童館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、民家、マンション・アパートの一室など、子育て親子が集う場として適した場所で実施すること。
- (イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
- (ウ) ひろばのスペースは、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。
- (エ) ひろばの設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

イ 開設日数等

原則として、週3日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。
なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

ウ 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上(非常勤でも可)配置すること。

② 出張ひろばの実施

4の(1)から(4)に加えて、ひろば型を開設している実施主体から委託を受けた社会福祉法人等は、地域のニーズや実情を踏まえ、近隣の公共施設等を活用して、ひろば型と同様の事業を実施する出張ひろばの積極的な開設に努めること。

ア 開設日数等については、週1日～2日、かつ、1日5時間以上開設

すること。

イ 出張ひろばは、開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭において実施すること。

ウ ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。

エ 実施場所については、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えない。ただし、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分配慮すること。

オ その他、事業の実施に当たっての要件等については、ひろば型と同様とする。

③ 地域の子育て力を高める取組の実施

4の(1)から(4)に加えて、地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めることを目的とした以下のア～エに掲げる取組について、積極的に実施するよう努めること。

ア 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組

イ 地域の高齢者や異年齢児童等と世代間の交流を継続的に実施する取組

ウ 父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組

エ 公民館、街区公園(児童遊園)、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組

(2) センター型

① 基本機能

ア 実施場所

保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設の他、効果的・継続的な事業実施が可能な場所で実施すること。

イ 開設日数等

原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

ウ 職員の配置

育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上(非常勤でも可)配置すること。

② 地域支援活動の実施

4の(1)から(4)に加えて、地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等と連携を図りながら、以下に掲げる取組を必ず実施すること。

- ア 子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、公民館、公園等の公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。
- イ 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、当該家庭への訪問など、関係機関との連携・協力により支援を実施すること。

③ 経過措置

従来の、地域子育て支援センター（小規模型指定施設）（以下「指定施設」という。）については、平成21年度までは以下のとおり実施して差し支えないものとする。

ア 開設日数等

原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

イ 職員の配置

育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を1名以上（非常勤でも可）配置すること。

ウ 指定施設は(ア)～(ウ)のうち2事業以上を実施すること。

(ア) 育児不安等についての相談指導

- a 育児不安についての相談の他、可能な指定施設においては市町村等の看護師又は保健師等による保健相談を実施すること。保健相談は週3回程度実施することとし、必要に応じて疾病の予防、健康増進に必要な保健上の注意・助言を与えること等を行うものであること。
- b 来所、電話及び家庭への訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内で提供する交流スペースでの随時の相談、公共的施設への出張相談など、地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。
- c 子育て親子が利用できる時間等に配慮して柔軟な対応ができるよう留意すること。
- d 子育て親子の状況等に応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡等により、その家庭の状況等の把握に努めること。
- e 児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談について

は、6(6)の関係機関と連携を図り、関係者間で共通認識のもと、適切な対応を図ること。

- (イ) 子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援
 - a 子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会等の企画、運営を行うこと。
 - b 子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう、活動の場の提供や、活動内容の支援に努めること。
- (ウ) 地域の保育資源の情報提供等
 - a ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して、様々な保育サービスに関する適切な情報を提供し、必要に応じて紹介等を行うこと。
 - b 指定施設は、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(3) 児童館型

① 基本機能

ア 実施場所

- (ア) 児童館、児童センターにおける一般児童が利用しない時間等を活用して、既設の遊戯室、相談室等で子育て親子が交流し、集うに適した場所を実施すること。
- (イ) ひろばのスペースは、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。
- (ウ) ひろばの設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

イ 開設日数等

原則として、週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。
 なお、開設時間については、子育て親子のニーズ等に十分配慮するとともに、一般児童の利用時間も考慮して設定すること。

ウ 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者をひろば担当者として1名以上（非常勤でも可）配置すること。

なお、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者は、ひろば担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力すること。

② 地域の子育て力を高める取組の実施

6 留意事項
現行どおり (略)

7 事業の実施手続等
現行どおり (略)

8 費用
現行どおり (略)

4の(1)から(4)に加えて、地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めることを目的として、ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組について、積極的に実施するよう努めること。

- 6 留意事項
- (1) 事業に従事する者(学生等ボランティアを含む。)は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
 - (2) 実施主体(委託先を含む。)は、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めること。
また、事業に従事する者においても、都道府県等が実施する各種研修会、セミナー等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。
 - (3) 事業の実施に当たっては、子育てサークルやボランティアなどの協力を得るなど、効率的・効果的な実施に努めること。
 - (4) 事業の実施に当たっては、地域住民等に対して、広報誌、パンフレットの発行や表看板の設置などにより、周知の徹底を図ること。
 - (5) 事業の実施に当たっては、近隣地域の「ひろば型」、「センター型」及び「児童館型」は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めること。
 - (6) 事業の実施に当たっては、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健センター、保健所、児童委員(主任児童委員)、児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、医療機関、療育機関、子育て支援団体等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

- 7 事業の実施手続等
- 市町村(指定都市及び中核市を除く。)は、毎年度、事業の実施に当たり、都道府県と十分協議を行うこと。
都道府県は、管内市町村と情報交換や連携を密に図り、管内市町村の事業の進捗や事業内容等について把握するとともに、事業を実施する者の情報交換の場の設置や事業内容の向上等を図るための研修の実施等、必要な調整、協力、支援等に努めること。

- 8 費用
- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

- ② 指定都市及び中核市が実施する事業
- (2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

平成20年度 児童環境づくり基盤整備事業費交付要綱 新旧対照表 (案)

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| 厚生省発児第72号 平成9年6月5日 | 厚生省発児第72号 平成9年6月5日 |
| 第一次改正 厚生省発雇児第73号 平成10年4月13日 | 第一次改正 厚生省発雇児第73号 平成10年4月13日 |
| 第二次改正 厚生省発雇児第98号 平成11年6月14日 | 第二次改正 厚生省発雇児第98号 平成11年6月14日 |
| 第三次改正 厚生省発雇児第103号 平成12年6月2日 | 第三次改正 厚生省発雇児第103号 平成12年6月2日 |
| 第四次改正 厚生労働省発雇児第263号 平成13年6月26日 | 第四次改正 厚生労働省発雇児第263号 平成13年6月26日 |
| 第五次改正 厚生労働省発雇児第0510001号 平成14年5月10日 | 第五次改正 厚生労働省発雇児第0510001号 平成14年5月10日 |
| 第六次改正 厚生労働省発雇児第0401007号 平成15年4月1日 | 第六次改正 厚生労働省発雇児第0401007号 平成15年4月1日 |
| 第七次改正 厚生労働省発雇児第0331020号 平成16年3月31日 | 第七次改正 厚生労働省発雇児第0331020号 平成16年3月31日 |
| 第八次改正 厚生労働省発雇児第0401012号 平成17年4月1日 | 第八次改正 厚生労働省発雇児第0401012号 平成17年4月1日 |
| 第九次改正 厚生労働省発雇児第0331027号 平成18年3月31日 | 第九次改正 厚生労働省発雇児第0331027号 平成18年3月31日 |
| 第十次改正 厚生労働省発雇児第0507004号 平成19年5月7日 | 第十次改正 厚生労働省発雇児第0507004号 平成19年5月7日 |
| 第十一次改正 厚生労働省発雇児第※※※※号 平成20年※月※日 | |
| <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> | <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">厚生事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について</p> <p>近年の少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ子育てしやすい環境の整備をはかるとともに、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりを総合的に推進するため、児童環境づくり支援事業、子どもにやさしい街づくり事業及び家庭支援相談等事業などにより、児童環境づくり対策の促進を図ってきたところである。</p> <p>この度、平成8年度から実施されてきた「児童環境づくり支援事業」、平成6年度から実施されてきた「子どもにやさしい街づくり事業」の一部及び平成元年度から実施されてきた「家庭支援相談等事業」の統合を図ることに伴い、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」を定め、平成9年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>なお、平成8年6月7日厚生省発児第103号本職通知「児童環境づくり支援事業費補助金の国庫補助について」、平成6年9月21日厚生省発児第148号本職通知「子どもにやさしい街づくり事業の国庫補助について」及び平成元年5月29日厚生省発児第91号本職通知「家庭支援相談等事業の国庫補助について」は廃止する。</p> <p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 現行どおり (略)</p> | <p style="text-align: center;">厚生事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について</p> <p>近年の少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ子育てしやすい環境の整備をはかるとともに、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりを総合的に推進するため、児童環境づくり支援事業、子どもにやさしい街づくり事業及び家庭支援相談等事業などにより、児童環境づくり対策の促進を図ってきたところである。</p> <p>この度、平成8年度から実施されてきた「児童環境づくり支援事業」、平成6年度から実施されてきた「子どもにやさしい街づくり事業」の一部及び平成元年度から実施されてきた「家庭支援相談等事業」の統合を図ることに伴い、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」を定め、平成9年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>なお、平成8年6月7日厚生省発児第103号本職通知「児童環境づくり支援事業費補助金の国庫補助について」、平成6年9月21日厚生省発児第148号本職通知「子どもにやさしい街づくり事業の国庫補助について」及び平成元年5月29日厚生省発児第91号本職通知「家庭支援相談等事業の国庫補助について」は廃止する。</p> <p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(交付の目的)</p> <p>2 現行どおり (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 <u>(削除)</u></p> <p>(1) 児童環境づくり推進機構事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「児童環境づくり推進機構事業実施要綱」により、都道府県が行う事業及び厚生労働大臣が認めた法人に対して都道府県が補助する事業。</p> <p>(2) 児童育成事業推進等対策事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。</p> <p>(3) 健全育成推進事業</p> | <p>法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は児童手当法(昭和46年法律第73号)第29条の2に規定する児童育成事業として、児童環境づくり基盤整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) <u>県立児童厚生施設事業(ネットワークづくり事業)</u> <u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「県立児童厚生施設事業(ネットワークづくり事業)実施要綱」により、都道府県が行う事業。</u></p> <p>(2) 児童環境づくり推進機構事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「児童環境づくり推進機構事業実施要綱」により、都道府県が行う事業及び厚生労働大臣が認めた法人に対して都道府県が補助する事業。</p> <p>(3) 児童育成事業推進等対策事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。</p> <p>(4) 健全育成推進事業</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「健全育成推進事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(4) 民間児童館活動事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。</p> <p>(5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。</p> <p>(6) 地域組織活動育成事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。</p> <p>(7) 児童ふれあい交流促進事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「児童ふれあい交流促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及</p> | <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「健全育成推進事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(5) 民間児童館活動事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。</p> <p>(6) 児童福祉施設併設型民間児童館事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。</p> <p>(7) 地域組織活動育成事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。</p> <p>(8) 児童ふれあい交流促進事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「児童ふれあい交流促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>び中核市が行う事業。</p> <p>(8) 地域子育て支援拠点事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。</p> <p>ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 都道府県分</p> <p>別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の<u>健全育成推進事業費</u>について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ 現行どおり (略)</p> <p>ウ 現行どおり (略)</p> <p>(2) 指定都市・中核市分</p> | <p>び中核市が行う事業。</p> <p>(9) 地域子育て支援拠点事業</p> <p>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。</p> <p>ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 都道府県分</p> <p>別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の<u>県立児童厚生施設事業費及び健全育成推進事業費</u>について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ウ 別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業費及び児童育成事業推進等対策事業費について、第1欄の区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。</p> <p>(2) 指定都市・中核市分</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>現行どおり (略)</p> <p>(3) 市町村分 (特別区を含み指定都市、中核市を除く。)</p> <p>現行どおり (略)</p> <p>(4) 社会福祉法人等分</p> <p>現行どおり (略)</p> | <p>別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。</p> <p>イ 別表の第1欄の健全育成推進事業費及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ イにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(3) 市町村分 (特別区を含み指定都市、中核市を除く。)</p> <p>別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。</p> <p>イ 別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ イにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(4) 社会福祉法人等分</p> <p>別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費のうち、民間児童館活動</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(交付の下限)</p> <p>5 現行どおり (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 現行どおり (略)</p> | <p>事業費について、次のア及びイにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(交付の下限)</p> <p>5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあつては100万円、中核市にあつては50万円、市町村(特別区を含む。)にあつては10万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 直接補助事業に係る場合</p> <p>ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。</p> <p>ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> | <p>エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(2) 間接補助事業に係る場合</p> <p>ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。</p> <p>ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業</p> <p>都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業 現行どおり (略)</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 現行どおり (略)</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 現行どおり (略)</p> | <p>(1) 都道府県が行う別表の第1欄の<u>県立児童厚生施設事業</u>、児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業</p> <p>都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業</p> <p>ア 市町村長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 都道府県知事は、アの申請書を取りまとめ、別紙様式4による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として90日以内に交付の決定を行うものとする。</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 現行どおり (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業</p> <p>都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業</p> <p>現行どおり (略)</p> | <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 都道府県が行う別表の第1欄の<u>県立児童厚生施設事業</u>、児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業</p> <p>都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業</p> <p>ア 市町村長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式6による報告書を都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 都道府県知事は、アの報告書を取りまとめ、別紙様式7による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(補助金の返還)</p> <p>12 現行どおり (略)</p> <p>(その他)</p> <p>13 現行どおり (略)</p> | <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。</p> |